

小平市教育委員会会議録（甲）

—— 8 月 定 例 会 ——

平成21年8月27日（木）

開 催 日 時 平成21年8月27日（木） 午前9時30分～午前11時02分

開 催 場 所 市役所5階504会議室

出 席 委 員 伊藤文代委員長
吉田昌子委員長職務代理者
荒畑忠弘委員
森井良子委員
阪本伸一教育長

説明のための出席者 関口徹夫教育部長
山田裕教育部理事兼指導課長
阿部和生教育庶務課長
大滝安定学務課長
永田達也学務課長補佐
白倉克彦指導課長補佐
有馬哲雄生涯学習推進課長
大平真一生涯学習推進課長補佐
中島明彦体育課長
深谷達中央公民館長
柄澤俊彦中央図書館長
島川浩一教育部参事
佐藤晴美指導主事

書 記 石川進司教育庶務課長補佐、山本裕和教育庶務課主事
傍 聴 者 5名

午前9時30分 開会

（開会宣言）

○伊藤委員長

ただいまから教育委員会8月定例会を開催いたします。

（署名委員）

○伊藤委員長

はじめに、会議録署名委員の指名を行います。本日の会議録署名委員は、荒畑委員及び私、伊藤でございます。

次に、非公開にて取り扱う議題を決定したいと存じます。

本日の議題のうち、教育長報告事項（１２）、及び議案第１９号から議案第２０号までは、人事案件または個人のプライバシーを含んだ内容でございますので、これらにつきましては非公開で取り扱いたいと存じます。

お諮りいたします。

ただいま申し上げました議題について、非公開にて取り扱うことに賛成の方は、挙手を願います。

—賛成者挙手—

○伊藤委員長

挙手全員でございますので、非公開と決定いたしました。

それでは、本日の議題に入ります。

（教育長報告事項）

○伊藤委員長

はじめに、教育長報告事項を行います。

教育長報告事項（１）定期監査の結果について。阪本教育長から御説明をお願いいたします。

○阪本教育長

教育長報告事項（１）定期監査の結果について、を報告いたします。資料No.1をごらんください。

教育庶務課、学務課、指導課の３課と小平第八小学校、学園東小学校、小平第四中学校の３校について、平成２０年４月から平成２１年３月までの期間に執行された財務に関する事務及びその他の事務に対し、監査委員による監査を受けたものでございます。

この結果、全般的におおむね適正に執行されているものと認められましたが、公印に関する事務、時間外勤務命令に関する事務、臨時職員賃金の支払、契約事務、備品登録事務、毒物及び劇物の管理についての６項目に関して、事務処理の改善を求められました。

今回の定期監査の結果を受けまして、事務処理を再点検し、必要な改善をすみやかに行い、事務の適正な処理を行ってまいりたいと存じます。

以上でございます。

○伊藤委員長

ありがとうございました。

次に、教育長報告事項（２）花小金井図書館・小川西町図書館インターネット専用パソコンの利用開始について。阪本教育長から御説明をお願いいたします。

○阪本教育長

教育長報告事項（２）花小金井図書館・小川西町図書館インターネット専用パソコンの利用開始について、を報告いたします。資料No.2をごらんください。

これは、平成21年7月21日（火）から、中央図書館に続き、花小金井図書館と小川西町図書館において、インターネット専用パソコンの利用を開始したものでございます。

この事業は、市民の調査研究を支援するために図書館にインターネット端末を設置し、地域の情報拠点としてレファレンスサービスの充実を図ることを目的とするものでございます。

市民の方々には市報、ホームページ、ポスター、チラシ等で周知いたしております。

以上でございます。

○伊藤委員長

ありがとうございました。

次に、教育長報告事項（３）小平市のスポーツ振興を考える市民委員会報告書について。阪本教育長から御説明をお願いいたします。

○阪本教育長

教育長報告事項（３）小平市のスポーツ振興を考える市民委員会報告書について、を報告いたします。資料No.3をごらんください。

昨年度、公募市民10名による市民委員会を6回開催し、小平市のスポーツ振興の仕組みづくりやスポーツ振興推進体制のあり方についてなど、市民の視点からの御意見をいただき、報告書としてまとめたものでございます。

この市民委員会で「まとめ」としていただきました提言を踏まえ、今後「スポーツ振興の基本的な方針」を策定する予定でございます。

詳細につきましては、体育課長より説明させます。

○伊藤委員長

中島体育課長、お願いいたします。

○中島体育課長

それでは小平市スポーツ振興を考える市民委員会報告について、概要を御説明いたします。

その小平市のスポーツ振興を考える市民委員会につきましては、今後のスポーツ振興の仕組みづくりを考える上で、市民の視点での御意見をいただきながら、基本的なあり方の取り組みを検討することを目的として設置されたものでございます。

概要でございますが、公募市民10名によります、全6回の委員会の開催。また並行いたしまして、庁内ワーキングチームによります会議で、全7回の開催をいたしております。

その後、委員の方に報告書の内容確認等を行いまして、今回の作成に至ったところでございま

す。

報告書の概要でございます。1として、スポーツ振興の意義について。2として、スポーツ振興を取り巻く環境について。3として、小平市のスポーツ振興の歴史と現状について。4として、小平市のスポーツ振興の課題について。そして5として、小平市のスポーツ振興のあり方について、こちらの方で8点の御意見をいただいております。

その一つが、皆スポーツのための人材育成。市民との連携協働の仕組みづくり。施設利用者のための管理運用の研究及び施設の充実、再配置。学校施設の有効活用。体育協会との積極的な連携協働。体育協会や高齢者スポーツ、障害者スポーツとの市民との情報共有。施設利用料の見直しや、高齢者、障害者の利用促進のための料金設定。そしてスポーツ振興協議会の策定検討ということでございます。

これらを踏まえまして、教育長の答弁にもありましたとおり、基本的な方針の策定を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○伊藤委員長

ありがとうございました。

次に、教育長報告事項（4）小平市民総合体育館臨時休館について。阪本教育長から御説明をお願いいたします。

○阪本教育長

教育長報告事項（4）小平市民総合体育館臨時休館について、を報告いたします。資料No.4を
ごらんください。

今回の臨時休館でございますが、体育館内修繕工事、特別清掃、及び温水プールの水入れかえのため、休館するものでございます。

臨時休館日でございますが、10月6日火曜日を予定しております。なお、10月5日月曜日が通常の休館日となりますので、2日間連続して休館するものでございます。

市民への広報につきましては、市報こだいら9月20日号、10月1日号、ホームページ及び公共施設予約システム管理メニュー上に掲載するほか、館内への掲示により周知を図ってまいります。

以上でございます。

○伊藤委員長

ありがとうございました。

次に、教育長報告事項（5）小平市指定学校変更許可及び区域外就学承諾に関する審査基準の一部改正について。阪本教育長から御説明をお願いいたします。

○阪本教育長

教育長報告事項（５）小平市指定学校変更許可及び区域外就学承諾に関する審査基準の一部改正について、を報告いたします。

本件は、鈴木小学校の学校規模の適正化を図るため、隣接しております小平第八小学校通学区域の一部、及び小平第三小学校通学区域の一部を、鈴木小学校への通学が選択できる調整区域に追加設定することにより、改正するものでございます。

詳細につきましては、学務課長より説明させます。

○伊藤委員長

大滝学務課長、お願いいたします。

○大滝学務課長

それでは、小平市立指定学校変更許可及び区域外就学承諾に関する審査基準の一部改正について、御説明申し上げます。資料No. 5をごらんください。

内容といたしましては、鈴木小学校の通学区域に調整区域の追加設定をするものでございます。

鈴木小学校は平成21年5月1日現在、児童数が237人で10学級となっております。平成21年度教育人口推計によりますと、今後も児童数は減少し、学級数は平成22年度に10学級、平成23年度に9学級、平成24年度に8学級と、単学級化が進んでいく見通しとなっております。

この様な状況を受け、小平第八小学校通学区域の一部、及び、小平第三小学校通学区域の一部を、鈴木小学校への通学が選択できる調整区域に設定することとさせていただきます。それに伴い、鈴木小学校の学校規模の適正化を図るものでございます。

施行期日につきましては、平成21年10月1日を予定いたしております。

以上でございます。

○伊藤委員長

ありがとうございました。

次に、教育長報告事項（6）小平市立小学校給食あり方検討委員会設置要綱の制定について。阪本教育長から御説明をお願いいたします。

○阪本教育長

教育長報告事項（6）小平市立小学校給食あり方検討委員会設置要綱の制定について、を報告いたします。

今回、制定いたしました要綱につきましては、資料No.6のとおりでございます。

詳細につきましては、学務課長より説明させます。

○伊藤委員長

大滝学務課長、お願いいたします。

○大滝学務課長

それでは、小平市立小学校給食あり方検討委員会設置要綱の制定についての、概要について御説明申し上げます。資料No.6をごらんいただきたいと思います。

検討委員会の設置目的でございます。小平市立小学校給食の抱える課題について、学校関係者、保護者及び市民が意見の交換を行い、小学校給食のより効率的かつ効果的な運営を図るため、今後の小平市立小学校給食のあり方について検討していただき、その成果をまとめていただくことを目的といたしております。

検討項目でございます。1点目は、学校給食の業務の効率的な運営体制に関すること。

2点目、学校給食の現状及び今後の課題に関すること。

3点目、その他学校給食に関すること、でございます。

委員長は委員会の検討内容を報告書にまとめ、小平市教育委員会に提出をしていただくことになってございます。

構成委員でございますが、小平市立小学校長2名、小平市立小学校副校長1名、小平市立小学校給食栄養士1名、小平市立小学校給食調理員1名、小平市立小学校PTA連合会理事長1名、小平市立小学校学校経営協力者及び学校経営協議会委員3名、そのほか市民公募という形で予定しております、小平市立小学校児童の保護者3名、一般の市民3名、合計15名以内で構成を予定いたしてございます。

施行日でございますが、平成21年9月1日を予定いたしております。委員会の開催予定でございますが、平成21年9月から平成22年3月までに、合計おおむね6回から7回の委員会を開催する予定でございます。

以上でございます。

○伊藤委員長

ありがとうございました。

次に、教育長報告事項（7）小学校給食あり方庁内検討のまとめについて。阪本教育長から御説明をお願いいたします。

○阪本教育長

教育長報告事項（7）小学校給食あり方庁内検討のまとめについて、を報告いたします。

今回、小平市立小学校給食あり方検討委員会で検討していただくに当たり、検討資料とするため、「小学校給食あり方庁内検討のまとめ」が資料No.7のとおり整いましたので、報告いたします。

詳細につきましては、学務課長より説明させます。

○伊藤委員長

大滝学務課長、お願いいたします。

○大滝学務課長

では、今回報告いたします、小学校給食あり方検討庁内のまとめの件でございますが、一つ目は、小平市行財政改革推進プログラムに基づき、平成20年度から庁内の関係課により、課題抽出を行ってまいりました。

二つ目は、今回の小学校給食のあり方を検討してもらうことから、小学校給食を多角的にとらえ、現在及び今後の課題抽出を行ったものです。また課題に対する市の提案として方向性を示しております。

三つ目は、人的、財政的、施設的に限られた条件の中で、課題を検討していただき、今後の効率的な小学校給食運営を検討していただくものでございます。

それでは、お手元に配付いたしました小平市立小学校給食あり方検討庁内のまとめについて、御説明をさせていただきます。

まず、小学校給食あり方検討庁内のまとめの構成でございますが、一つは学校給食の現状等を簡単に説明し、検討すべき3つのテーマを示した、リード部分。二つ目は各テーマごとに細分化した課題を列挙いたしました構成部分。三つ目は各テーマごとの現状と課題、今後の方向性の提案を列挙いたしました部分から、構成をさせていただきます。

次に、まとめの内容でございますが、現状に基づき今後の検討すべき課題として、1点目、今後の小学校給食に求められる役割。2点目、給食の安全確保。3点目、給食の提供体制の三つのテーマを定めました。

そして構成におきましては、三つのテーマそれぞれの課題ごとに、さらに課題を抽出し、テーマ1、今後の小学校給食に求められる役割では、1-1といたしまして、食育の充実。1-2といたしまして、食器の改善。

テーマ2、給食の安全確保では、2-1では、衛生管理。2-2食材の調達。ここの中には、地場食材の利用についてもうたわれてございます。2-3食物アレルギー対応。

テーマ3、給食の提供体制につきましては、3-1給食室の整備。3-2職員の体制。3-3調理業務の外部化。以上に細分化し、各項目ごとに現状と課題、今後の方向性の提案をまとめました。

なお、御報告いたしましたまとめにつきましては、小平市立小学校給食あり方検討委員会の検討資料として使用したいと考えております。

最後に、小平市立小学校給食あり方検討委員会の日程でございますが、9月下旬からおおむね月1回の予定で6回から7回の開催を予定し、委員会から報告をいただき、平成22年4月に教育委員会として方向性を決定したいと考えております。

以上でございます。

○伊藤委員長

ありがとうございました。

次に、教育長報告事項（８）新型インフルエンザについて。阪本教育長から御説明をお願いいたします。

○阪本教育長

教育長報告事項（８）新型インフルエンザについて、を報告いたします。資料はございません。夏季休業中において、全国的に、部活動の合宿、学校外活動等において新型インフルエンザが多数発生しております。

小平市内の小・中学校におきましても、インフルエンザA型陽性に感染したとの報告が多くよせられておりますので、発生状況及び対応の詳細につきまして、大滝学務課長から説明させます。

○伊藤委員長

大滝学務課長、お願いいたします。

○大滝学務課長

では小平市内の小・中学校におきまして新型インフルエンザの発生状況、対応について簡単に御説明をさせていただきたいと思っております。

小平市内の小・中学校におけるインフルエンザの発生状況につきましては、8月26日現在、まず集団発生について御報告申し上げますと、1件目は8月3日、小平第十五小学校の児童7名が新型インフルエンザに感染していることが確認されました。多摩小平保健所が立ち入り調査に入りました。対応につきましては学校医と協議の上、感染拡大防止するため、8月4日から7日の夏季プール指導を中止するよう教育委員会から要請をし、その旨を保護者に通知していただきました。

なお、うち1名は、ぜんそく疾患を持っている児童のため、保護者が安全のため、病院に入院をいたしました。現在は平常に戻っております。

この集団発生に伴い、学校を通じ新型インフルエンザの発症を保護者に通知するとともに、教育委員会では教育委員の方々、市議会議員の方々、に報告し、小平市新型インフルエンザ対策本部名で、市のホームページにも掲載をいたしました。またあわせて各学校長にも発生情報の周知をいたしました。

2点目でございます。8月15日小平第十四小学校の児童5名が、インフルエンザA型陽性に感染していることが確認されました。特に、多摩小平保健所の立ち入り調査は入りませんでした。対応につきましては学校医と協議の上、現在はまだ夏季プール指導も中止の必要性はないとのことで、また多摩小平保健所が新型インフルエンザと断定していないこと、感染が落ちついていることなどから、8月24日、25日、27日の夏季プール指導は、通常どおり実施をいたしてお

ります。

しかし教育委員会におきましては、学校を通じ、保護者には児童の健康チェックを行い、症状等のある場合は登校を自粛するよう周知を要請いたしました。

8月25日現在でございますが、うち2名の児童が完治に向かっているとの報告をいただいております。

その他の発生状況でございます。

8月3日、小平第一中学校1名、部活動での感染。感染源は不明でございます。

8月7日、花小金井南中学校1名。感染が確認されましたが、感染源は不明でございます。

8月12日、学園東小学校1名、帰省中に感染をいたしております。小平第一中学校3名、バスケットボールの部員でございますが、感染源は不明でございます。

8月20日、小平第四中学校1名。学校外でのサッカー合宿での感染でございます。

その後、8月21日同校におきまして、1名のテニス部員の感染が確認されております。感染源は不明でございます。

同じく、先ほど申し上げました学校外でのサッカー合宿における感染が確認された生徒が2名確認されてございます。小平第四中学校につきましては、多摩小平保健所に一報を入れてございます。

現時点では22名の感染が確認をされてございます。これは教育委員会に報告をいただいた人数でございます。

なお2学期以降の新型インフルエンザの対応について、8月20日付で各学校長に夏季休業中及び2学期以降の新型インフルエンザの対応について、またクラスターサーベイランスについてを送付し、取り扱いをお願いするとともに、学校における集団感染の拡大を防ぐために、2学期始業式当日の朝、登校前に家庭における健康チェックを学校を通じ保護者に周知をお願いいたしました。

また児童・生徒のマスクにつきましても、小平市新型インフルエンザ対策本部の協力をいただき、昨日学校に備え置きとして配備をいたしました。

なお、これからも情報収集には努力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○伊藤委員長

クラスターサーベイランスの意味もおっしゃってください。

○大滝学務課長

調査、監視という意味になります。集団発生の調査、監視ということでございます。

○伊藤委員長

わかりました。以上でございますね。ありがとうございました。

次に、教育長報告事項（９）寄附の受領について。阪本教育長から御説明をお願いいたします。

○阪本教育長

教育長報告事項（９）寄附の受領について、を報告いたします。資料No.8をごらんください。

〔Ⅰ〕は、金２万円を、匿名希望の個人の方より、育英基金への指定寄附として御寄附いただいたものでございます。

〔Ⅱ〕は、金４万円を、匿名希望の個人の方より、育英基金への指定寄附として御寄附いただいたものでございます。

〔Ⅲ〕は、金２万円を、匿名希望の個人の方より、育英基金への指定寄附として御寄附いただいたものでございます。

〔Ⅳ〕は、一輪車１０台を、社団法人日本一輪車協会様より小平市立小平第八小学校への指定寄附として御寄附いただいたものでございます。

〔Ⅴ〕は、掲示板を、青少対五小地区委員会様より小平市立小平第五小学校への指定寄附として御寄附いただいたものでございます。

〔Ⅵ〕は、金６万９，３９３円を、ささ花様より、育英基金への指定寄附として御寄附いただいたものです。

この場をお借りしてお礼申し上げます。

以上でございます。

○伊藤委員長

ありがとうございました。

次に、教育長報告事項（１０）小平市教育委員会後援名義等の使用承認について。阪本教育長から御説明をお願いいたします。

○阪本教育長

教育長報告事項（１０）小平市教育委員会後援名義等の使用承認について、を報告いたします。

今回報告いたします承認事業は、資料No.9のとおりでございます。

詳細につきましては、阿部教育庶務課長より説明させます。

○伊藤委員長

阿部教育庶務課長、お願いいたします。

○阿部教育庶務課長

それでは、本日報告いたしますのは、７件でございます。

最初に、受付番号（３８）、事業名、国立大学法人東京学芸大学教員養成カリキュラム開発研究センターシンポジウム「海外から見た日本の教員養成」、こちらは今回初の承認で、事業内容

は、日本の教師養成は海外からどのように映っているのか、中国、台湾、タイ、スウェーデンの研究者の報告と討論が行われるというものでございます。

次に、受付番号（３９）、事業名、アンサンブルアカデミア第９回定期演奏会、こちらは、毎年承認しております。

次に、受付番号（４０）、事業名、生命の不思議ダーウィンからのメッセージ、こちらは、今回初の承認で、事業内容は、小学校５年生から中学校３年生対象とした科学講座でございます。

次に、受付番号（４１）、事業名、０９年母親大会 in 小平、こちらは、毎年承認しております。

次に、受付番号（４２）、事業名、地域フォーラム「アート&デザイン２００９首都圏」、こちらは、今回初の承認で、事業内容は、武蔵野美術大学による地域交流を目的としたワークショップで、大学の所在地である小平市を市民とスケッチし、まちの景観を見て、知り、地球環境保護を見据えるというものでございます。

次の、受付番号（４３）、（４４）はともに毎年承認しております。

以上でございます。

○伊藤委員長

ありがとうございました。

教育長報告事項（１１）事故報告Ⅰ（７月分）について、阪本教育長から御説明をお願いいたします。

○阪本教育長

教育長報告事項（１１）事故報告Ⅰ（７月分）について、を報告いたします。

７月の事故報告Ⅰの交通事故、一般事故につきましては、資料No.10のとおりでございます。

詳細につきましては、山田教育部理事から説明させます。

○伊藤委員長

山田教育部理事、お願いいたします。

○山田教育部理事

７月分の事故報告Ⅰについて報告いたします。

はじめに交通事故です。小学校で管理外に１件ございました。

事故の内容についてでございますが、自転車同士の衝突により打撲を負ったというものでございます。

次に、一般事故についてです。管理下の事故が小学校で９件、中学校で２件ございました。

一般事故の特徴といたしましては、小学校９件のうち、登下校中の転倒によるけがが４件あったことと、これまで多かった体育の授業中によるけがが少なかったことが挙げられます。体育に

については、多くの学校で授業内容がプールでの水泳指導であったことも背景にあるかと思います。

なお、今月の事故は先月と比べますと、交通事故は2件の減少、一般事故も2件の減少でございました。

昨年と同じ月と比べますと、交通事故は2件の減少、一般事故は6件の減少でございました。以上でございます。

○伊藤委員長

ありがとうございました。

ここまでの教育長報告事項につきまして、御質問、御意見等ございますでしょうか。

○吉田委員

定期監査結果報告書に関する質問をさせていただきます。監査結果には一部改善、検討を要する項目が六つ挙げられております。その中でも6番目でございます毒物、劇物の管理についてですが、これは早急に適正な処理が必要と思われましても、もう既に処理済なのでしょうか。それとも、もしまだでしたら、今後どのような処理をされるかということをお伺いしたいと思います。

○阿部教育庶務課長

ただいま吉田委員から御質問のありました毒物等の管理でございますが、監査結果をお聞きしまして、私どもの方では全校に管理の徹底、文部科学省の通知に基づく管理の徹底を促しまして、施設等改善あるいは備品等改善の余地があれば、早急に教育委員会と協力して対応するというところで通知を發しました。

以上でございます。

○吉田委員

通知を發して、その学校側からの返答というものは今の時点でございますでしょうか。

○阿部教育庶務課長

今のところございません。

○伊藤委員長

実施をしたかどうかを、教育委員会独自に調査をしますか。

○阿部教育庶務課長

ただいま委員長から御質問のあった件ですが、それについては関係課と協議いたしまして、対応していきたいと思っております。

以上でございます。

○伊藤委員長

吉田委員がおっしゃるように、これは喫緊の課題だと思いますので、確実に実施されたかをぜひ確認していただきたいと思います。

ほかにございますでしょうか。

○荒畑委員

教育長報告事項（５）の小平市指定学校変更許可及び区域外就学承認に関する審査基準の一部改正についてということ、そのことにつきまして、前より鈴木小学校につきましては児童数が非常に少ないのでというお話が出ておりましたので、この一部改正については非常にいいのではないかと考えております。

ただ、小平市内全部を見渡しますと、小学校で花小金井小学校、上宿小学校と非常に児童数の少ない学校がございます。その辺のところは、ほかの小学校との兼ね合いということで、また鈴木小学校と同じような改正があるのでしょうかということを、ちょっとお聞きしたいと思います。

○大滝学務課長

今、御質問がございました、花小金井小学校、上宿小学校が鈴木小学校と同様な対応があるのかということですが、花小金井小学校につきましては、現在、花小金井小学校前の旧長銀グラウンドの跡地に約２５０程度の一戸建てが建つということで、今後の人口推計でいきますと、毎年おおむね１３名程度の児童が、登校する可能性が考えられるという推計が出てございます。その関係で花小金井小学校につきましては今後若干の上昇だと思いますが、上昇傾向あるという形で考えてございます。

上宿小学校につきましては、現在のところは上昇傾向がございませんが、特に減少傾向がこちらの学校につきましては現在見られてございません。その関係で特に上宿小学校への調整区域につきましては、現在のところ考えてございません。

以上でございます。

○伊藤委員長

この件に関しまして、ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

非常に懸案となっていたことかと思えます。このたびのことに至るまでいろいろと御苦労なされたかと思えます。御努力に感謝いたします。

それで、今回のことは大きな変化だと思いますので、地域の皆さんが周知するために、この鈴木小学校、小平第八小学校、小平第三小学校あたりにかかわる地域の皆さんに、説明会などを催す予定などはお考えでしょうか。

○大滝学務課長

現在のところ、説明会等については予定はいたしておりません。今後予定いたします周知につきましては、9月20日号の市報でPRさせていただきたいと思っております。

あわせて小平市のホームページに掲載をさせていただく予定であります。同じく教育委員会だよりも掲載をいたしたいと思っております。

それと、10月から開催されます就学時の健康診断の通知に、今回の調整区域の設置につきまして周知する案内文を入れる予定でございます。

さらにもう一点は、鈴木小学校におきましても地域の幼稚園、保育園、そういったところに学校を通じてPRをしたいという校長からの要望も出てございますので、そのような方法を使いまして、地域の保護者の方には周知をさせていただきたいと考えてございます。

以上です。

○伊藤委員長

よろしく願いいたします。

ほかに教育長報告事項につきまして、御質問、御意見等ございませんか。

○森井委員

定期監査結果のところ、教えていただきたいのですけれども。監査というのは、各課、各学校でどのくらいの間隔で行われているものなのかということ伺いたしたいと思います。

○関口教育部長

監査事務局というのがございまして、そちらの方で定期的にスケジュールを決めまして、主に部単位で監査をしております。教育委員会の場合にはかなり守備範囲が広いものですから、2回くらいに分けて定期監査を行っております。

○森井委員

何年に一度行うというような決まりはあるのでしょうか。例えば公印に関する事務についてというところで、相当な期間にわたり公印台帳が整備されていないという文言がありますけれども、相当な期間というのがどれほどなのかということと、その間に監査が入っていなかったということについて、伺いたしたいと思います。

○阿部教育庶務課長

ほぼ監査は4、5年に一度ほど行われます。そして、そのときの監査対象が事業分野が広いもので、すべてにわたってというわけにはいかなかったということでございます。ただ御案内のように、時間外だとか、そういうものについては毎回のようにはチェックがされますが、公印については前回、あるいは前々回調査されなかったということでございます。

相当な長期間、いつごろかということですが、一つの例として、小平市教育委員会印というものについて昭和56年に一度公印の台帳の方に押印しまして、その後台帳管理がされていなかっということですが。規則上は毎年、年度当初に押印をして管理していくというものでございます。

以上でございます。

○伊藤委員長

ほかでございますか。

○荒畑委員

教育長報告事項（6）小平市立小学校給食あり方検討委員会設置要綱の制定について、というところについて、2点ほど御質問させていただきます。この設置検討の目的については非常によいことだというふうに思います。第3条の（1）から（8）まであるうちの、（6）までは非常によくわかるのですが、（7）と（8）、2項のところは7号、8号に規定する委員は公募により選任すると書いてございます。両方とも3名以内ということなのですが、まず（7）につきまして、小学校の児童の保護者ということですが、低学年、高学年とか、地域とか、あるいは男女の、保護者を選任する場合にその辺はいろいろ御検討されて、選任されるのかどうかということ。

それから一般の市民3名以内ということですが、やはり選任ということですので検討されて選ばれるとは思いますが、建設的な御意見をされる方を慎重に選んでいただきたいというふうに思います。

それからもう一つ、最後に言われましたこの委員会を月1回、6～7回行って、来年の平成22年3月までに検討し、4月に方向性を決定するとお聞きしましたが、平成22年の4月以降については、期間の延長ということもあり得るかどうかということについて、お聞きしたいと思います。

○大滝学務課長

まず委員の選考の関係でございます。小平市立小学校の児童の保護者でございますが、保護者3名という枠の中での選考でございます。今委員の方から御説明ございました内容で、特に学年等、低学年とか、そういった規定はしてございません。小平市内の小学校に通う児童の保護者という形で公募をさせていただいてございます。

一般市民でございますが、一般市民の3名につきましては、小平市内に1年以上在住している方を対象に、今回応募をさせていただいてございます。

選考でございますが、今回この選考に当たりましては、小平市立小学校給食あり方検討委員会公募委員選考審査会を設置いたしまして、応募いただきました6名の方を選ぶに当たって、この審査会を開いて選考を現在いたしております。

以上でございます。

その次に、成果の報告のその後ということでございます。今回の要綱の中に第9条で、設置期間は平成21年9月1日から平成22年3月31日までとする。ただし必要があるときは、小平市教育委員会教育長が期間を変更することができるという文言を一行設けてございます。一応私どもといたしましては、6回から7回の委員会の中で方向性の報告をいただければという形で考えておりますが、まだ開催してみないとその内容につきまして、どういう方向に行くかわかりません。場合によりましては、この6回7回の中で報告がまとまらない可能性も考えられます。私どもとしては今申し上げましたように、その中で報告をまとめていただくよう、今回お示しいたしたまとめを出しまして、委員会ごとに、取りまとめていければなという形では考えてございます。開催してみても、変更も延期も考えられる可能性はあるということで、この条項の方を設けさせていただいてございます。

以上です。

○伊藤委員長

ほかにごございますか。

○森井委員

小平市のスポーツ振興を考える市民委員会報告書についてというところで、4番、小平市のスポーツ振興の課題の中にも取り上げられていますけれども、中学校の部活動の活性化とその支援というところには、学校支援ボランティア制度によって、中学校の部活動をさらに進めていくということが載っておりますけれども、やはり中学生の心身の健全育成のためには部活動に入ることがとても重要なことだと思います。昨日のアクションプログラムの中間報告会でも小平第五中学校の発表の中に、全員顧問制を進めていくというお話もありました。現在の中学校の部活動の現状などについて教えていただきたいと思います。

○山田教育部理事

現在の中学校の部活動の現状ということでございますけれども、現在の学習指導要領におきましては、中学校の部活動は教育課程の外におかれてございます。しかし、この部活動の重要性については前々から、今も御指摘がございましたとおり、あるものでございます。今度の新しい学習指導要領においては、さらにこの中学校の部活動の重要性等についても示されております。

しかし、いわゆる中学校の授業時間内における活動、いわゆる教育課程の位置づけは現在のところございませんので、参加する生徒、しない生徒がいるわけでございまして、学校によっての実態の差はございます。

また、部活動の教員の顧問のことについてのお話もございましたけれども、やはり生徒の求めるニーズと、それに対応できる教員の技能が伴わない場合は、教員の方は管理顧問と申し上げまして、そこの監督者ではあるけれども、技術指導は外部からの指導員にお願いする。また教員に

その技能を持つ教員がおりましたら、指導顧問という形でその部の、いわゆる顧問となるというのが現在の中学校の実態でございます。

なお小平市におきましては、部活動の外部指導員という制度が、外部指導員という形を制度化いたしておりますので、かなりの部分で学校のニーズに答える形で外部指導員が入っている実態でございます。

以上でございます。

○伊藤委員長

ありがとうございました。

よろしいですか。ほかに御質問、御意見ございますか。

○吉田委員

今の小平のスポーツ振興を考える市民委員会について、私もお尋ねしたいと思います。

今回この委員会ではスポーツを振興していく、推進していく上での方向性やあり方についてさまざまな議論が行われたようでございます。会議録を拝見させていただきましたも、市民の声が反映され、あるいは今懸念されております児童・生徒の運動不足、体力低下といえますか、そういうことも視野に入れてお話がされていて大変いいことだというふうに思いました。

今回この中で、8ページになりますけれども、さまざまな振興の、スポーツ振興の課題というものが挙げられております。これは今後どのような形で解決策を見出していくのかといった、そういう方向性といったようなものをお伺いしたいと思っております。

○中島体育課長

今回、この報告の中での課題の整理、それを受けまして、こちらの冊子でいきますと、13ページですが、小平市のスポーツの振興のあり方という形で、方向性を市として委員会の中で考えられた方向性を示されているところでございます。

このスポーツ振興のあり方としていただきました提言、これを受けまして市としては基本的な方針を定める予定でございます。この提言のすべてが同時に実施できるものではございませんので、その中から優先すべきものは何か、また、市だけで解決できるものだけではございませんので、スポーツを行う方々や、市民の方々にどのようにかかわっていただいて解決策を求められるかということもございます。

やはり長い期間を要するものもございませうし、早急に、解決策を見出さなければならぬものもございませう。このような点を整理させていただいた上で、基本的な方針としてまとめさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○伊藤委員長

吉田委員、よろしいでしょうか。

ほかにございますか。

－なしの声あり－

○伊藤委員長

それでは、以上で教育長報告事項（１２）を除く教育長報告事項を終了いたします。

（議案）

○伊藤委員長

次に、議案の審議を行います。

議案第１５号、平成２２年度・平成２３年度使用中学校教科用図書の採択について。阪本教育長から提案理由の御説明をお願いいたします。

○阪本教育長

議案第１５号、平成２２年度・平成２３年度使用中学校教科用図書の採択について、を説明いたします。

本案は、本年７月の教育委員会において、教育委員の皆様で協議いただきました結果をもとに平成２２年度・平成２３年度使用中学校教科用図書の採択についての議案を作成し、提出したものでございます。

御審議のほどよろしくをお願いいたします。

以上でございます。

○伊藤委員長

ありがとうございます。

質疑に移ります。御質問ございませんか。

－なしの声あり－

○伊藤委員長

それでは、質疑を終結し、討論に入ります。

これにつきましては、教育長がおっしゃいましたように、先月、前回の定例会において、議論は尽くしたものと思っておりますが、特に付け足すことなどございますでしょうか。

－討論省略の声あり－

○伊藤委員長

それでは、討論を終結し、採決を行います。

議案第15号、平成22年度・平成23年度使用中学校教科用図書の採択について。本案を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

－異議なしの声あり－

○伊藤委員長

御異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

議案第16号、小平市立学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定について、阪本教育長から提案理由の御説明をお願いいたします。

○阪本教育長

議案第16号、小平市立学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定について、を説明いたします。

本案は、花小金井小学校の通学区域である花小金井一丁目33街区が住居表示の変更により、39街区から50街区に分割されたことに伴い、規則の改正をするものでございます。

施行期日につきましては、平成21年10月1日を予定いたしております。

以上でございます。

○伊藤委員長

質疑に移ります。御質問ございませんか。

－なしの声あり－

○伊藤委員長

それでは、質疑を終結し、討論に入ります。

－討論省略の声あり－

○伊藤委員長

それでは、討論を終結し、採決を行います。

議案第16号、小平市立学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定について、本案を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

－異議なしの声あり－

○伊藤委員長

御異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

次に、議案第17号、小平市教育委員会事務の点検及び評価－平成20年度分－について。阪本教育長から提案理由の御説明をお願いいたします。

○阪本教育長

議案第17号、小平市教育委員会事務の点検及び評価－平成20年度分－について、を説明いたします。

委員の皆さまには既に御承知のとおり、平成20年4月1日に施行された改正地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条の規定により、教育委員会は毎年その権限に属する事務についてみずから点検及び評価を行い、報告書を議会に提出するとともに公表することが義務づけられました。

昨年と同様に、この「点検・評価」の実施に当たり、小平市第三次長期総合計画・前期基本計画の、平成20年度実施計画にあげられた事業を主な対象とすることを「実施方針」としております。

この実施方針に基づきまして、事務局にて自己点検・評価を行い、2名の学識経験者と、私、教育長、並びに部課長とで2回の会議を持ち、その結果を報告書としてまとめたものでございます。

詳細につきましては、阿部教育庶務課長より説明させます。

○伊藤委員長

阿部教育庶務課長、お願いいたします。

○阿部教育庶務課長

それでは説明申し上げます。ただいま教育長から説明しましたように、平成20年4月に施行されました改正地方教育行政の組織及び運営に関する法律、第27条により、また同法に基づき、平成20年12月18日の教育委員会で議決いただいた実施方針及び要綱により事務を進めました。

御案内のように、平成19年度実施事業についての点検評価結果につきましては、平成21年2月教育委員会で議決いただいたところでございます。

平成20年度実施事業の点検評価につきましても、前年度と同様な方法で実施いたしました。

それでは、今回作成いたしました小平市教育委員会事務の点検及び評価、平成20年度分報告書の概要について説明いたします。

報告書をごらんください。報告書裏面に目次がございます。

ごらんいただきますとおわかりになりますように、前年度実施した平成19年度分点検評価報

告書と同じ構成となっております。以下、前年度の点検評価報告書と異なる点を中心に説明申し上げます。2ページをごらんください。

3、実施の方法、(1)点検・評価の対象、②、前年度の実施計画に挙げた教育委員会各課の事業では、本文3行目にありますように、平成20年度の実施計画で位置づけられた40事業を対象とすること。さらに本文4行目にありますように、平成19年度実施計画で位置づけられた多摩六都ヤング・ダンスフェスティバルの実施についても、昨年度有識者の高い評価を得たこと、そしてその後の事業の展開を説明するため、点検・評価の対象としております。

(3)学識経験者の知見の活用では、平成21年6月及び7月に学識経験者との会議、有識者会議を実施し、事業説明とともに意見交換がされました。

4ページから5ページをごらんください。平成20年度の教育委員会の活動状況でございます。

8ページから14ページをごらんください。先ほど説明しましたように、今回点検・評価の対象とした平成20年度に実施計画に挙げた事業等の一覧表でございます。

以降15ページから59ページに点検・評価票個票。

62、63ページに学識経験者の意見。

65ページ以降は資料でございます。

なお、本報告書の市議会への提出は、9月市議会定例会を予定しており、ホームページ、市政資料コーナーで公表いたします。

以上でございます。

○伊藤委員長

質疑に移ります。御質問ございませんか。

ーなしの声ありー

○伊藤委員長

それでは、質疑を終結し、討論に入ります。

私の方から少々。識者の評価を見ましても、大変なるほどと思うところがございますし、これからこの評価を生かしていくことが大事かと思えます。作業も御苦労さまでした。

それで、これを議会に提出し、さらに市民への公表となるわけですが、最終的に文言などの確認訂正を行ってからのの方がよろしいかと存じます。

例えば気づいたところでは、40ページのコミュニティ・スクールの推進ですが、「今後の課題取り組みの方向性に学校の主体性に任せていることから、今後の指定状況が見えない状況にあることから、」ということで文章が少々文法的にもおかしく、わかりにくいことになっております。

それから、その前の38ページの小学校英語体験活動の推進のところですが、これも一番下の取り組みの方向性で、「新学習指導要領に沿った内容のプロポーザルの方法を検討する必要があ

る」このプロポーザルは日本語ではいけないのかという思いがいたします。ビジネスでも良く使う言葉ですが、言葉の音に響きに頼ってしまうということも多々ございますので、この辺はわかりやすいように、何が言いたいかということをもっと明確に、再検討する必要があるのではないかと思います。

ここまできて大幅な内容の変更はしなくてもよろしいと思いますが、文言の整理をお願いしたいと思います。細かいことではございますが、言葉は意識、認識ですので、よろしく願いいたしたいと思います。

ほかにございますか。

ーなしの声ありー

○伊藤委員長

それでは、討論を終結し、採決を行います。

議案第17号、小平市教育委員会事務の点検及び評価ー平成20年度ーについて、本案を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

ー異議なしの声ありー

○伊藤委員長

御異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

議案第18号、平成21年度教育予算の補正の申出について、阪本教育長から提案理由の御説明をお願いいたします。

○阪本教育長

議案第18号、平成21年度教育予算の補正の申出について、を説明いたします。

本案は、市議会9月定例会提出議案の原案として、教育予算に係る補正を市長に申し出るものでございます。

補正の内容でございますが、歳入につきましては、国庫補助金で2億8,468万円を増額いたします。

歳出につきましては、小学校費で2億3,125万5,000円の増、中学校費で9,889万9,000円の増、保健体育費で4,135万5,000円の増、合計して教育費で3億7,150万9,000円を増額するものでございます。

以上でございます。

○伊藤委員長

それでは、質疑に移ります。御質問ございませんか。

○森井委員

一般会計の学務課のところで、新規のところ、学校情報通信技術環境整備事業補助金というのが2回にわたって、今回新規の補正のところがあっていますが、具体的にはどういったものに使われるものなのでしょうか。

○大滝学務課長

今回の補正で予定いたしております整備につきましては、まず、1点目は全小・中学校の各教室、理科室等に50インチのデジタルテレビを導入する予定でございます。また、情報システムの関係で、教員用パソコンを全教員に配備をする予定でございます。

以上でございます。

○伊藤委員長

ほかにございませつか。

これらは政府のスクールニューディール構想からきているもの、関連しているものが幾つかあるのでしょうか。最近、結構話題にもなっておりますので。

○関口教育部長

今、伊藤委員長からのお尋ねですが、当初予算ではなかったのですが、市の当初予算後、文部科学省がスクールニューディール構想というのを立ち上げて、それが国の一号補正で事業推進の予算措置がされて、それを受けて、今回の9月補正で、先ほど御説明いたしましたデジタルテレビ、パソコン、それから太陽光発電などにつきましても、特定財源がつかまされて、結果的に3億7,100万程度の、かなり大きな補正予算になりまして、その特徴というのは先ほど申し上げましたとおり、支出額の約97%が国庫支出金でまかなわれております。残りの約3%に相当する1,000万強が一般財源、こういうような形で特定財源をかなり積極的に活用した事業内容となっております。

以上でございます。

○伊藤委員長

ありがとうございました。

ほかにございますか。

ーなしの声ありー

○伊藤委員長

それでは、質疑を終結し、討論に入ります。

－討論省略の声あり－

○伊藤委員長

それでは、討論を終結し、採決を行います。

議案第18号、平成21年度教育予算の補正の申出について、本案を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

－異議なしの声あり－

○伊藤委員長

御異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

以上で、冒頭に非公開と決定したものを除く議題は終了いたしました。これ以降の議事は非公開にて取り扱いますので、関係者以外の方は、御退席願います。

ここで休憩をしたいと存じます。10時55分まで休憩します。

ありがとうございました。

午前10時39分 休憩